

災害時における飲料の提供等に関する協定書

幕別町（以下「甲」という。）とサントリービバレッジソリューション株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的・協力内容）

第1条 この協定は、災害時における飲料の提供、災害時用備蓄飲料の提供など、町民の安心・安全を確保することを目的とし、乙は、緊急時飲料提供自動販売機（以下「自販機」という。）の設置による自動販売機内在庫飲料の無償提供について、甲に協力をするものとする。

（協力内容の詳細に関する事項）

第2条 甲は、前項に規定する自販機の取り扱いについて、別途利用規則の内容を遵守するものとする。

（緊急時飲料提供自動販売機の管理）

第3条 甲は、設置された自販機の保全に協力するものとし、乙は、次のとおり自販機による商品販売業務を行い、商品の搬入その他で甲の通常業務に支障を与えないよう努める。

- (1) 自販機の設置、撤去及び保全・補修等の管理
 - (2) 自販機で販売する商品の数量・品質等の管理、自販機への補充
 - (3) 自販機内部にある売上代金・鈔銭の管理
 - (4) 自販機の故障・品切れ等で連絡があった場合の速やかなる対処
 - (5) その他前号に関連する業務
- 2 乙は、この協定における自販機管理、自販機を使用した商品販売等の業務を乙の任意に指定した業者に代行させることができ、甲はこれを了承するものとする。

（連絡先）

第4条 甲及び乙の連絡先は、別紙1に定めるとおりとする。

（緊急時飲料提供自動販売機の設置場所）

第5条 緊急時飲料提供自動販売機の設置場所は、別紙2に定めるとおりとする。

（有効期間）

第6条 この協定は、協定締結の日から発効するものとし、甲又は乙から協定解消の申出がない限り、継続するものとする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合については、その都度、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その一通を保有するものとする。

平成29年4月1日

甲 中川郡幕別町本町130番地1

幕別町

幕別町長 飯田 晴義





乙 東京都中央区京橋三丁目1番1号

サントリービバレッジソリューション株式会社

代表取締役 土田 雅人

